二　前条第一項に規定する農林中央金庫の休日に、業務の全部又は一部を営む農林中央金庫の事務所等において、当該休日における業務の全部又は一部を休止する場合

三　農林中央金庫の無人の事務所等においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休止の期間が一事業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六　（略）

3　第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所等の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所等の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

一・二　（略）

4　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

一　第二項第二号から第六号までのいずれかに該当する場合

二　農林中央金庫のウエブサイトへの掲載その他の適切な方法により第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

5　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

一　（略）

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

（削る）

附　則

この命令は、令和四年七月十六日から施行する。

省　令

○環境省令第二十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月十五日

環境大臣　山口　壮

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（指定管理鳥獣） **第一条の三**　法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）とする。	（指定管理鳥獣） **第一条の三**　法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニホン）とする。